

# 韓国の学校外青少年支援に関する法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人

## 【目次】

はじめに

### I 背景と経緯

- 1 学校外青少年の現況
- 2 政府の施策
- 3 法整備の課題と法案審議経過

### II 学校外青少年支援に関する法律の概要

おわりに

翻訳：学校外青少年支援に関する法律

## はじめに

韓国の小学生から高校生までの児童・生徒数は、約 713 万人（2012 年）である。このうち、近年、毎年 6 万人以上が長期欠席、退学等の様々な理由により学業を中断している<sup>(1)</sup>。学業中断者と高校への未進学者は、合わせて「学校外青少年」と呼ばれており、学校を離れた後の活動実態が不明な者の総数は、約 28 万人に達すると推定されている<sup>(2)</sup>。一度学校を離れた学校外青少年のその後を追跡するのは容易ではなく、実態調査も十分に進んでいない。政府は学校外青少年問題について、これまで様々な対策を講じてきたが、依然として毎年多くの学校外青少年が生み出されている。

2014 年 5 月 28 日、これら学校外青少年に対する包括的な支援の法的根拠となる「学校外青少年支援に関する法律」（以下「学校外青少年法」という。）<sup>(3)</sup> が公布され、2015 年 5 月 29 日に施行された。本稿では学校外青少年の現況、学校外青少年法の概要を紹介し、併せて学校外青少年法の全文を訳出する。

## I 背景と経緯

### 1 学校外青少年の現況

教育部（部は省に相当）が実施した「2014 年 小・中・高の児童・生徒の学業中断現況調査」（2014 年 4 月 1 日基準）によると、小学校から高校までの学業中断者は、60,568 人（小学校 15,908 人、中学校 14,278 人、高校 30,382 人）に上っている<sup>(4)</sup>。小学校では、未認定留学

(1) 관계부처 합동 「학업중단 예방 및 학교 밖 청소년의 자립역량 강화—학교 밖 청소년 지원대책—」 2015.5.12, p.1. (<http://m.mogef.go.kr/files/24/28571.hwp>) 以下、インターネット情報は 2015 年 8 月 31 日現在である。

(2) 同上。なお、政府は各種統計資料に基づき、個別の活動実態が不明な約 28 万人の内訳を、就業（5 万 1 千人）、児童福祉施設等（2 万 5 千人）、検定考試（学力認定試験）準備（3 万 3 千人）、実態不明（17 万人）と推定している。 교육부・여성가족부 「학업중단 예방 및 학교 밖 청소년 지원 방안」 2013.11.28, p.2. (<http://www.korea.kr/common/download.do?tblKey=EDN&fileId=208321>)

(3) 「학교 밖 청소년 지원에 관한 법률」 ([http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LA\\_W\\_ID=A3515&PROM\\_NO=12700&PROM\\_DT=20140528&HanChk=Y](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LA_W_ID=A3515&PROM_NO=12700&PROM_DT=20140528&HanChk=Y))

(4) 교육부 「2014 학업중단 크게 감소, 정부 대책과 학교의 노력의 성과」 2014.9.4, p.1. (<http://www.moe.go.kr/web/100026/ko/board/download.do?boardSeq=119510>)

及び海外出国を理由とした学業中断者が多く、約 83% (13,278 人) を占めている。中学校においても同理由による学業中断者が約 47% (6,705 人) を占めているが、長期欠席 (3 か月以上欠席) による学業中断者も約 27% (3,913 人) 存在する。

一方、義務教育ではない高校では、約 96% (29,028 人) が自主退学による学業中断であり、その中でも学校不適応 (学業、対人関係等) による自主退学が約 52% (15,672 人) を占めている。逆に学業に復帰した者 (再入学及び編入学) は同時期の学業中断者の約 16% (4,820 人) にとどまっており、高校中退者の問題が学校外青少年問題の中で大きなウェイトを占めている。

## 2 政府の施策

学校外青少年の問題に対し、政府はこれまで様々な施策を講じてきたが、その中の代表的な施策が、①学業中断者に対する支援事業、②学業中断熟慮制、③代案学校である。

①は、青少年福祉支援法 (第 17 条) を根拠規定として実施されている支援事業であり、女性家族部と韓国青少年相談福祉開発院<sup>(5)</sup>が 2007 年以降、全国の青少年相談福祉センター<sup>(6)</sup>において、通称「トゥドゥリム・ヘミル」<sup>(7)</sup>と呼ばれる支援事業を実施している<sup>(8)</sup>。同支援事業の主な対象は、個人的な事情や学校不適応等により学校を中退した青少年と、恵まれない家庭環境により経済的、社会的自立が必要な青少年であり、学習支援、自立支援、相談支援等を行ってきた<sup>(9)</sup>。

②は、高校生を対象に、自主退学の兆候が見られたり、その意思を示した生徒に対し、一定の熟慮期間 (2 週間以上) を設け、専門機関と連携して相談、支援プログラム等を提供する制度であり、2012 年 6 月から試験運用が開始された<sup>(10)</sup>。2013 年 10 月の初等中等教育法施行令<sup>(11)</sup>の改正により、学業中断熟慮制の根拠規定が新設 (同施行令第 54 条第 5 項及び第 6 項) されたことにより、2014 年度から全面的に実施されることとなった<sup>(12)</sup>。

③は、もともとは既存の公教育とは別途のカリキュラムで子どもを教育する「代案教育」 (欧米の「オルタナティブ教育」の訳語) を実践する親や市民団体の運動に起源をもつ学校であり、学業中断者や、そのおそれのある青少年の受け皿ともなってきた<sup>(13)</sup>。全日制の

(5) 青少年福祉支援法第 22 条に設立根拠を有する女性家族部所管法人。青少年相談及び青少年福祉に関する政策の研究、事業の運営等を行う。

(6) 青少年福祉支援法第 29 条の規定により広域自治体及び基礎自治体に設置される。青少年に対する相談支援、緊急支援、自活支援、医療支援等の業務を行う。

(7) トゥドゥリム・ヘミルとは、「未来の扉を叩き、澄み切った世界を開こう」という意味が込められた韓国語とされる。「두드림·해밀」〈[http://dh.miraecis.com/sub01\\_1\\_1.asp?menuCategory=1](http://dh.miraecis.com/sub01_1_1.asp?menuCategory=1)〉

(8) 2014 年に同支援事業による支援プログラムを利用した青少年は 14,953 人である。『2014 학교밖청소년 통합지원프로그램 두드림·해밀 결과보고집』한국청소년상담복지개발원, 2015, p.5. 〈[https://www.kyci.or.kr/fileup/lib\\_pdf/2015-09.pdf](https://www.kyci.or.kr/fileup/lib_pdf/2015-09.pdf)〉なお、同事業の名称は学校外青少年法の制定を機に、「クム・ドゥリム」に変更された。クム・ドゥリムとは、韓国語の「クム」 (夢) と英語の「ドリーム」の合成語であり、韓国語で「夢を与える」という意味になる。クム・ドゥリム事業の概要は次のサイトを参照。「꿈드림」〈<http://www.kdream.or.kr/index.asp>〉

(9) 『학업중단 예방 및 학교 밖 청소년 지원정책의 발전방향』한국청소년상담복지개발원, 2014, pp.117-132. 〈[https://www.kyci.or.kr/fileup/lib\\_pdf/2014-08.pdf](https://www.kyci.or.kr/fileup/lib_pdf/2014-08.pdf)〉

(10) 교육부「학교 밖 청소년을 줄이기 위한 「학업중단 숙려제」 도입」2012.5.29. 〈<http://www.moe.go.kr/web/100026/ko/board/download.do?boardSeq=82293>〉

(11) 「초·중등교육법 시행령」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=B3050&PROM\\_DT=20150106&PROM\\_NO=25961](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B3050&PROM_DT=20150106&PROM_NO=25961)〉

(12) 교육부·여성가족부 前掲注 (2), p.7.

(13) 代案学校の沿革については次の資料を参照。橋元慶男「韓国の代案教育の歩みと今後の課題—日本の代案教育との交流を通して—」『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』51号, 2012.2, pp.71-81. 〈[http://www.shotoku.ac.jp/data/facilities/library/publication/education-kyoiku51\\_05.pdf](http://www.shotoku.ac.jp/data/facilities/library/publication/education-kyoiku51_05.pdf)〉; 金泰勲「近代学校の誕生とオルタナティブ教育運動に関する考察—韓国の事例を中心に—」『教育研究』56号, 2014.3 〈[https://icu.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=2261&file\\_id=22&file\\_no=1](https://icu.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=2261&file_id=22&file_no=1)〉

代案学校が韓国で初めて設立されたのは1997年であり、それ以降、特性化高校、委託型代案学校、学力認定代案学校等、様々なタイプの代案学校が誕生した<sup>(14)</sup>。中でも2005年3月の初等中等教育法の改正により学力認定代案学校の根拠規定(第60条の3)が新設されたことは、韓国教育史上の重要事件と評される<sup>(15)</sup>。また、代案学校とは別に、一般の学校に通常のカリキュラムとは異なるカリキュラムの学級を設置する「代案教室」も運営されている<sup>(16)</sup>。

### 3 法整備の課題と法案審議経過

学校外青少年法が制定される前は、学業中断者等の支援に関する規定が、青少年福祉支援法等の複数の法令に分散していた<sup>(17)</sup>。また、これらの法令は学業中断者等の支援を主たる目的としたものではなく、学業中断者等の効率的で体系的な支援を行うにあたっての限界があったとされる<sup>(18)</sup>。

具体的な問題点として、まず実態調査の法的根拠がなかったことが挙げられる。学業中断者の正確な実態がわからないため、学業中断の予防及び支援のための総合対策の策定には困難が伴った<sup>(19)</sup>。他にも、具体的な支援プログラムが法律に明示されていないこと<sup>(20)</sup>、高校未進学者が事実上放置されてきたこと<sup>(21)</sup>、学業中断者が、学歴競争社会の中でアウトサイダーの烙印を押されてきたこと<sup>(22)</sup>等も問題視されていた。

これらの問題に対応するため、複数の関連法案が議員立法により国会に提出された。法案には、学校外青少年の支援に活用するため、女性家族部長官が学校外青少年の個人情報をも幅広く収集できるとする規定が含まれていたが、国会女性家族委員会における審議において、人権侵害や個人情報漏洩のおそれがあるという理由から、学校長等が学校外青少年本人の同意を得て必要最小限の個人情報の収集を行う内容に修正された<sup>(23)</sup>。また、法案には学力認定されない代案教育機関(フリースクール等)への進学支援に関する規定も含まれていたが、教育部の反対等を理由に法案から削除された<sup>(24)</sup>。法案は最終的に同委員会案として1本化され、2014年5月2日、同委員会案が学校外青少年法案として国会に提出され、同日の本会議での可決を経て同月28日に公布された<sup>(25)</sup>。

(14) 『대안교육 백서 1997 ~ 2007』 교육인적자원부, 2007, pp.39-46. <<http://www.moe.go.kr/web/100024/ko/board/download.do?boardSeq=100631>>

(15) 同上, p.45.

(16) 교육부·여성가족부 前掲注(2), pp.10-11.

(17) 노기호 「학업중단 청소년 지원 법률의 제정 방향과 과제」 『교육법학연구』 26 권 3 호, 2014.12, pp.82-83.

(18) 同上

(19) 同上, p.91.

(20) 同上

(21) 『학업중단 예방 및 학교 밖 청소년 지원정책의 발전방향』 前掲注(9), pp.67-68. 韓国の高校進学率は2010年以降99.7%で推移しており、毎年1,800人前後が未進学者となっていると推定される。

(22) 『학교 밖 청소년 지원정책 발굴 및 제도개선' 전문가 토론회』 한국청소년상담복지개발원, 2014, pp.49-50. <[https://www.kyci.or.kr/fileup/lib\\_pdf/2014-54.pdf](https://www.kyci.or.kr/fileup/lib_pdf/2014-54.pdf)>

(23) 「제 324 회국회 (임시회) 여성가족위원회회의록 (법안심사소위원회) 제 1 호」 2014.4.24, pp.30-65. <[http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER\\_NUM=044090](http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=044090)>

(24) 同上

(25) 「학교 밖 청소년 지원에 관한 법률안 (대안)」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_U1M4Q0R4P2R5P1W8C5P4X2E6U5T1B8](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_U1M4Q0R4P2R5P1W8C5P4X2E6U5T1B8)>

## Ⅱ 学校外青少年支援に関する法律の概要

学校外青少年法は、本則 21 条及び附則から成る（法律の構成及び主な内容は表を参照）。学校外青少年法の特色として、①高校未進学者の支援対象への追加、②実態調査の実施及び公表、③具体的で包括的な支援、④関係機関連携の強化とそれに伴う個人情報の収集等が挙げられる。特に④は、従来の学校外青少年支援のあり方に大きな変化をもたらす内容である。

今回の法制定により、学校外青少年に対し支援の手が確実に届くようにするため、学校長に対し、所属児童・生徒が学校外青少年となる場合には、当該青少年に学校外青少年支援プログラムを案内し、学校外青少年となった後も支援を受けられるよう、国及び地方公共団体が指定する学校外青少年支援センター<sup>(26)</sup>（以下「支援センター」という。）に引き継ぐことが義務付けられた。併せて、学校長等が、引継ぎの際に必要な当該青少年の個人情報を収集することができることが規定された。ただし、法制定時における個人情報の収集範囲は、①氏名、②生年月日、③住所、④連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）に限定され、収集に当たっては当該青少年の同意を得なければならない。

---

(26) 政府は既存の青少年相談福祉センターを活用して学校外青少年支援を拡充させていくことを想定している。  
여성가족부 「학교 밖 청소년 지원에 관한 법률 제정」 2014.5.2, p.1. <<http://m.mogef.go.kr/files/24/26819.hwp>>

表 学校外青少年法の構成と主な内容

条	各条の見出し	主な内容
1	目的	<b>目的</b> ●学校外青少年が健全な社会構成員として成長できるようにすること。
2	定義	<b>学校外青少年の範囲</b> ●これまで学業中断青少年と呼ばれてきた長期欠席者、退学者に加え、高校未進学者も含む。
3	国及び地方公共団体の責務	<b>国及び地方公共団体の責務</b> ●学校外青少年支援のために必要な措置・施策等を講じること。
4	他の法律との関係	
5	学校外青少年支援計画	<b>支援計画、支援委員会</b> ●青少年基本法第 14 条の規定による年度別施行計画(注1)に、①学校外青少年に対する社会的偏見等の改善、②支援プログラムの開発、③支援体制、④支援のための調査、研究、教育、広報等に関する事項を含める。
6	実態調査	●支援政策の前提となる実態調査の 3 年ごとの実施と公表を義務付ける。 ●女性家族部長官の下に学校外青少年支援政策等を審議するための「学校外青少年支援委員会」を設置する。
7	学校外青少年支援委員会	
8	相談支援	<b>具体的、包括的な 4 つの支援の類型</b>
9	教育支援	
10	職業体験及び就業支援	
11	自立支援	
12	学校外青少年支援センター	
13	支援センターの指定取消し等	<b>支援の実施体制</b> ●支援の中心となるのは支援センター。 ●支援センターは、地域社会の関係機関相互のネットワーク (CYS-Net(注2)) との連携及び協力の下に支援業務を実施する。
14	地域社会青少年統合支援体制との連携	
15	支援センターへの引継ぎ(注3)	<b>学校と支援センターの連携</b> ●学校所属の児童・生徒が学校外青少年となる場合に、支援の手が確実に届くようにするため、学校長に対し、当該青少年に学校外青少年支援プログラムを案内し、支援センターに支援を引き継ぐことを義務付ける。 ●学校長等は、引き継ぐ際に必要となる当該青少年の個人情報収集することができる。ただし、収集に当たっては当該青少年の同意を要する。
16～21 附則	秘密保持義務、関係機関の協力、権限の委任及び委託、罰則等	

(注1) 各省庁及び地方公共団体の長に対し、年度ごとに策定・実施が義務付けられる計画。女性家族部長官が青少年基本法第 13 条の規定により青少年育成に関して 5 年ごとに策定する青少年育成基本計画に基づいて作成される。

(注2) CYS-Net (Community Youth Safety-net) とは、青少年福祉支援法第 9 条の規定による地域社会青少年統合支援ネットワークを指す。青少年相談福祉センターをはじめ、警察、学校、保健所等、地域の関係機関によって形成される。

(注3) 直訳では「連携」である。

(出典) 筆者作成。

## おわりに

学校外青少年法の施行を控えた 2015 年 5 月 12 日、政府は「学校外青少年支援対策」を公表し、自主退学者が特に多い高校 458 校に対する集中支援、学業中断熟慮制の拡充、代案学校・代案教室を通じた代案教育の強化等の様々な施策を打ち出した<sup>(27)</sup>。

また、同支援対策において、2014 年時点で全国 54 か所にとどまっていた支援センターの数を、2015 年には 200 か所に拡大して基礎自治体ごとに設置し、支援対象を 5 万人程度にまで増加させることを見込んでいる。

学校外青少年法に対しては、①学校外青少年への社会的偏見を克服し、その存在を肯定したこと、②学校外青少年に対する認識が、受動的に支援される存在から、能動的に自己の将来を選択する存在に変わり始めたこと、③学校外青少年 1 人 1 人のニーズに応えるための幅広い支援や支援センターに関する規定を法律に盛り込んだことを肯定的に評価する声がある<sup>(28)</sup>。

その一方で、①支援の種類に、学校外青少年の保護者に対する支援（相談、教育等）が含まれていないこと、②学校外青少年の個人情報の収集に当たり当該青少年の同意を必要とするため、実効性に疑問があること等の課題も指摘されている<sup>(29)</sup>。

学校外青少年の個人情報の収集方法については、国会審議においても主要な論点となったところであるが、政府は同支援対策において、今後、学校長が学校外青少年の同意なく個人情報を支援センターに通知できるよう、法改正を進めていくことを検討するとしている<sup>(30)</sup>。

(ふじわら なつと)

---

(27) 관계부처합동 前掲注 (1), pp.5-15.

(28) 『학교 밖 청소년 및 가출 청소년의 실태와 정책과제』 한국청소년정책연구원, 2014, p.69. <[http://lib.nypi.re.kr/search/media/img/CAT000000035501?metsno=000000000583&fileid=M000000000583\\_FILE000001](http://lib.nypi.re.kr/search/media/img/CAT000000035501?metsno=000000000583&fileid=M000000000583_FILE000001)>

(29) 노 前掲注 (17), p.98.

(30) 관계부처합동 前掲注 (1), p.8.

# 学校外青少年支援に関する法律

학교 밖 청소년 지원에 관한 법률

(制定 2014 年 5 月 28 日 法律第 12700 号 施行日 2015 年 5 月 29 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人訳

## 第 1 条 (目的)

この法律<sup>(1)</sup>は、「青少年基本法」<sup>(2)</sup>第 49 条<sup>(3)</sup>第 4 項の規定により、学校外青少年支援に関する事項を規定し、もって学校外青少年が健全な社会構成員として成長できるようにすることを目的とする。

## 第 2 条 (定義)

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「青少年」とは、「青少年基本法」第 3 条第 1 号本文に該当する者<sup>(4)</sup>をいう。
2. 「学校外青少年」とは、次のいずれかに該当する青少年をいう。
  - イ. 「初等中等教育法」<sup>(5)</sup>第 2 条の規定による初等学校<sup>(6)</sup>、中学校又はこれと同一の課程を教育する学校に入学した後 3 か月以上欠席し、又は同法第 14 条第 1 項の規定により就学義務が猶予された青少年
  - ロ. 「初等中等教育法」第 2 条の規定による高等学校又はこれと同一の課程を教育する学校において、同法第 18 条の規定による除籍・退学処分を受け、又は自主退学した青少年
  - ハ. 「初等中等教育法」第 2 条の規定による高等学校又はこれと同一の課程を教育する学校に進学しなかった青少年
3. 「学校外青少年支援プログラム」とは、学校外青少年の個人的特性及び需要を考慮した相談支援、教育支援、職業体験、就業支援、自立支援等のプログラムをいう。

## 第 3 条 (国及び地方公共団体の責務)

- ① 国及び地方公共団体は、学校外青少年に対する社会的差別及び偏見を防止し、学校外青少年を尊重し理解することができるよう、調査、研究、教育、広報等の必要な措置を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、学校外青少年支援プログラムを整備するために必要な施策を策定・実施しなければならない。

(1) 「학교 밖 청소년 지원에 관한 법률」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A3515&PROM\\_NO=12700&PROM\\_DT=20140528&HanChk=Y](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3515&PROM_NO=12700&PROM_DT=20140528&HanChk=Y)〉以下、インターネット情報は 2015 年 8 月 31 日現在である。なお、[ ] 内の語句は、訳者による補記である。

(2) 「청소년 기본법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0728&PROM\\_DT=20150622&PROM\\_NO=13370](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0728&PROM_DT=20150622&PROM_NO=13370)〉

(3) 「青少年基本法」第 49 条 (青少年福祉の向上)

① 国は、青少年の意識、態度、生活等に関する事項を定期的に調査し、これらを改善するため、青少年の福祉向上政策を策定・実施しなければならない。

② 国及び地方公共団体は、基礎生活保障、職業リハビリテーション、青少年活動支援等の施策を推進するときは、精神的、身体的、経済的、社会的に特別な支援が必要な青少年を優先的に配慮しなければならない。

③ 国及び地方公共団体は、青少年の生活の質を向上させるため、具体的な施策を整備しなければならない。

④ 第 1 項から第 3 項までの規定に関しては、別途法律で定める。

(4) 9 歳以上 24 歳以下の者。なお、学校不適応の児童・生徒 (8 歳以下の児童を含む) に対する措置については、初等中等教育法第 28 条及び同法施行令第 54 条に別途規定されている。

(5) 「초·중등교육법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0811&PROM\\_DT=20150327&PROM\\_NO=13227](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0811&PROM_DT=20150327&PROM_NO=13227)〉

(6) 小学校に相当。

- ③ 国及び地方公共団体は、第1項及び第2項の規定による責務を果たすため、学校外青少年支援に必要な行政的・財政的支援策を整備しなければならない。

#### 第4条（他の法律との関係）

学校外青少年支援に関し、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところによる。

#### 第5条（学校外青少年支援計画）

- ① 国及び地方公共団体は、「青少年基本法」第14条の規定により年度別施行計画<sup>(7)</sup>を策定するときは、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。

1. 学校外青少年に対する社会的偏見及び差別の予防並びに社会的認識改善に関する事項
2. 学校外青少年支援プログラムの開発及び支援に関する事項
3. 学校外青少年支援のための関連機関間協力体制及び地域社会中心の支援体制の構築・運用に関する事項
4. 学校外青少年支援のための調査、研究、教育、広報及び制度改善に関する事項
5. 「青少年福祉支援法」<sup>(8)</sup>第14条の規定による危機青少年<sup>(9)</sup>特別支援等の社会的支援策
6. 学校外青少年支援のための財源確保及び配分に関する事項
7. その他学校外青少年支援のために必要な事項

- ② 学校外青少年支援計画の策定・実施等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第6条（実態調査）

- ① 女性家族部長官は、学校外青少年の現況及び実態を把握し、並びに学校外青少年支援政策の策定の基礎資料として活用するため、3年ごとに学校外青少年に対する実態調査を実施し、その結果を公表しなければならない。

- ② 女性家族部長官は、第1項の規定による実態調査のうち、学業中断の現況に関する調査は、教育部長官と協議して実施する。

- ③ 女性家族部長官は、第1項の規定による実態調査に必要なときは、関係中央行政機関の長、地方公共団体の長、「公共機関の運営に関する法律<sup>(10)</sup>」の規定による公共機関の長その他関連法人・団体に対し、必要な資料の提出又は意見の陳述を要請することができる。この場合において要請を受けた者は、[拒否する]正当な事由がない限り、これに協力しなければならない。

- ④ 第1項の規定による実態調査の内容、方法等に必要な事項は、女性家族部令で定める。

#### 第7条（学校外青少年支援委員会）

- ① 学校外青少年支援に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、女性家族部長官の下に学校外青少年支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

1. 学校外青少年支援政策の目標及び基本方向に関する事項
2. 学校外青少年支援のための法令及び制度の改善に関する事項
3. 学校外青少年支援計画の策定に関する事項

(7) 各省庁及び地方公共団体の長に対し、年度ごとに策定・実施が義務付けられる計画。女性家族部長官が青少年基本法第13条の規定により青少年育成に関して5年ごとに策定する青少年育成基本計画に基づいて作成される。

(8) 「청소년복지지원법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1842&PROM\\_DT=20150203&PROM\\_NO=13181](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1842&PROM_DT=20150203&PROM_NO=13181)〉

(9) 家庭、学業、社会適応に困難を抱えている等の理由により、調和のとれた健やかな成長や生活に必要な条件が備わっていない青少年をいう（青少年福祉支援法第2条第4号）。

(10) 「공공기관의 운영에 관한 법률」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A2034&PROM\\_DT=20140528&PROM\\_NO=12673](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A2034&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12673)〉

4. 関連機関間協力体制及び地域社会中心の支援体制の構築に関する事項
5. その他学校外青少年支援に関し協議が必要な事項
- ② 支援委員会は、委員長1人及び副委員長1人を含めた15人以内の委員で構成し、委員は当然職<sup>(11)</sup>の委員及び委嘱の委員で構成する。
- ③ 支援委員会の組織、構成、運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第8条（相談支援）

- ① 国及び地方公共団体は、学校外青少年に対し、効率的で適切な支援を行うことができるよう、心理相談、進路相談、家族相談等の相談〔支援〕を提供することができる。
- ② 第1項の規定による相談の方法、内容等に必要な事項は、女性家族部令で定める。

#### 第9条（教育支援）

- ① 国及び地方公共団体は、学校外青少年が学業に復帰し、自立することができるよう、次の各号に掲げる事項を支援することができる。
  1. 「初等中等教育法」第2条の規定による初等学校若しくは中学校への再就学又は高等学校への再入学
  2. 「初等中等教育法」第60条の3の規定による代案学校<sup>(12)</sup>への進学
  3. 「初等中等教育法」第27条の2の規定により、初等学校、中学校又は高等学校を卒業した者と同等の学力が認定される試験の準備
  4. その他学校外青少年の教育支援のために必要な事項
- ② 第1項の規定による教育支援の方法及び手続等に必要な事項は、女性家族部令で定める。

#### 第10条（職業体験及び就業支援）

- ① 国及び地方公共団体は、学校外青少年が自己の適性及び能力に合う職業の体験及び訓練を行うことができるよう、次の各号に掲げる事項を支援することができる。
  1. 職業適性検査及び進路相談プログラム
  2. 職業体験及び訓練プログラム
  3. 職業紹介及び管理
  4. その他学校外青少年の職業体験及び訓練に必要な事項
- ② 国及び地方公共団体は、学校外青少年を対象に、就業及び職務遂行に必要な知識、技術及び態度を習得・向上させるため、職業教育訓練を実施することができる。
- ③ 第1項の規定による支援並びに第2項の規定による職業教育訓練の内容及び方法に必要な事項は、女性家族部令で定める。

#### 第11条（自立支援）

- ① 国及び地方公共団体は、大統領令で定めるところにより、学校外青少年の自立に必要な生活支援、文化活動支援、医療支援、情緒支援等を提供することができる。
- ② 国及び地方公共団体は、経済教育、法律教育、文化教育等の学校外青少年の自立に必要な教育を支援することができる。
- ③ 国及び地方公共団体は、第1項の規定による支援が必要な学校外青少年に「青少年福

(11) 当該職責にある者が当然に引き受ける職責。一例として、女性家族部長官は支援委員会の委員長を引き受けることになっている（学校外青少年支援に関する法律施行令第3条第1項）。

(12) オルタナティブ・スクールに相当。学業を中断し、又は個人的な特性に合った教育を受けようとする児童・生徒を対象として、現場実習等の体験を中心とした教育、人格を中心とした教育、個人の素質・適性の開発を中心とした教育等、多様な教育を行う学校であって、各種学校に該当する学校をいう（初等中等教育法第60条の3第1項）。様々な形態があり、正規の教育課程と同等の学力が認定される代案学校も存在する。

社支援法」第14条の規定による危機青少年特別支援を優先的に提供することができる。

#### 第12条（学校外青少年支援センター）

- ① 国及び地方公共団体は、学校外青少年支援のために必要なときは、学校外青少年支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、又は次の各号のいずれかに該当する機関若しくは団体を支援センターに指定することができる。
  1. 「青少年福祉支援法」第29条の規定による青少年相談福祉センター
  2. 「青少年基本法」第3条第8号の規定による青少年団体
  3. 学校外青少年を支援するために必要な専門人材及び施設を備えた機関又は団体
- ② 支援センターは、次の各号に掲げる業務を遂行する。
  1. 第8条から第11条までの規定による学校外青少年支援
  2. 学校外青少年支援のための地域社会における〔社会〕資源の開拓、連携及び協力
  3. 学校外青少年支援プログラムの開発及び普及
  4. 学校外青少年支援プログラムについての情報提供及び広報
  5. 学校外青少年支援優秀事例の把握及び普及
  6. 学校外青少年に対する社会的認識改善
  7. その他学校外青少年支援のために必要な事業
- ③ 支援センターには、学校外青少年支援業務を遂行するため、関連分野についての学識及び経験を有する専門人材を置かなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体の長は、第2項各号に掲げる業務遂行に必要な費用を支援することができる。
- ⑤ 第1項の規定による支援センターの設置基準、指定基準、指定期間及び指定手続、第3項の規定による専門人材の基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第13条（支援センターの指定取消し等）

- ① 国及び地方公共団体の長は、支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、6か月の範囲で業務の全部又は一部を停止し、又はその指定を取り消すことができる。ただし、第1号の規定に該当するときは、指定を取り消さなければならない。
  1. 虚偽その他不正な方法により指定を受けたとき。
  2. 指定された事項に違反して業務を行ったとき。
  3. 第12条第5項の規定による指定基準等に適合しなくなったとき。
- ② 国及び地方公共団体の長は、第1項の規定により支援センターの指定を取り消そうとするときは、聴聞を経なければならない。
- ③ 第1項の規定による指定取消し、業務停止の基準及び手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第14条（地域社会青少年統合支援体制との連携）

支援センターは、学校外青少年支援業務を遂行するに当たり、「青少年福祉支援法」第9条の規定による地域社会青少年統合支援体制を構成する機関と連携し、協力しなければならない。

#### 第15条（支援センターへの引継ぎ<sup>(13)</sup>）

- ① 「初等中等教育法」第2条各号に掲げる各級学校<sup>(14)</sup>の長（以下この条において「学校長」

---

(13) 直訳では「連携」である。

(14) 初等学校、中学校、高等学校等をいう。

という。)は、所属する学校の児童・生徒が学校外青少年となるときは、当該青少年に学校外青少年支援プログラムを案内し、支援センターに引き継がなければならない。

- ② 「青少年福祉支援法」第9条の規定による地域社会青少年統合支援体制に含まれる機関又は団体<sup>(15)</sup>の長(以下この条において「団体長」という。)は、支援が必要な学校外青少年を発見したときは、遅滞なく当該青少年に学校外青少年支援プログラムを案内し、支援センターに引き継がなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定により学校外青少年を支援センターに引き継ぐときは、学校長、団体長及び支援センターの長は、当該青少年に情報の収集・利用目的、収集範囲、保有期間、利用期間及び廃棄方法を告示し、その同意を受けた後、次の各号に掲げる個人情報収集することができる。
1. 学校外青少年の氏名
  2. 学校外青少年の生年月日
  3. 学校外青少年の住所
  4. 学校外青少年の連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)
- ④ 第1項及び第2項の規定による学校外青少年支援プログラムの案内及び支援センターへの引継ぎに必要な事項は、女性家族部令で定める。

#### 第16条(秘密保持義務)

学校外青少年支援関連業務に従事し、又は従事していた者は、その職務上知り得た秘密を他人に漏洩し、又は職務上の目的外の用途に利用してはならない。

#### 第17条(関係機関の協力)

女性家族部長官は、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、大統領令で定める事項に関し、関係中央行政機関の長又は地方公共団体の長に必要な施策を整備し、又は措置を講ずることを要請することができる。この場合において関係中央行政機関の長又は地方公共団体の長は、特別な事由がない限り協力しなければならない。

#### 第18条(権限の委任及び委託)

- ① この法律の規定による女性家族部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事、市長、郡守又は区長(自治区の区長をいう。)<sup>(16)</sup>に委任することができる。
- ② 女性家族部長官は、この法律の規定による業務の一部を、大統領令で定める法人、団体等に委託することができる。

#### 第19条(類似名称の使用禁止)

この法律の規定による支援センターでないときは、学校外青少年支援センター又はこれに類似した名称を使用することができない。

#### 第20条(罰則)

第16条の規定に違反し、職務上知り得た秘密を漏洩し、又は職務上の目的外[の用途]に利用した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下<sup>(17)</sup>の罰金に処する。

(15) 地方公共団体、公共機関、青少年団体等をいう。

(16) 特別市(ソウル市)、広域市(仁川市、光州市、大田市、大邱市、釜山市及び蔚山市)、特別自治市(世宗市)、道(済州道以外)、特別自治道(済州道)は広域自治体であり、市(特別市及び広域市以外)、郡、区(特別市及び広域市の中の自治区)は基礎自治体である。

(17) 1ウォンは約0.11円(2015年9月分報告省令レート)。

## 第 21 条（過料）

- ① 第 19 条の規定に違反し、支援センター又はこれに類似した名称を使用した者には、300 万ウォン以下の過料を科す。
- ② 第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、女性家族部長官又は地方公共団体の長が賦課・徴収する。

## 附則<法律第 12700 号、2014 年 5 月 28 日>

### 第 1 条（施行日）

この法律は、公布後 1 年を経過した日から施行する。

### 第 2 条（他の法律の改正）

青少年福祉支援法の一部を次のとおり改正する。

第 17 条を削除する。

（ふじわら なつと）